

令和2年6月17日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部
TEL 043-223-2630

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

千葉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、施設の使用停止の協力要請等を行ってきたところです。

県内の感染状況等を踏まえ、これまで施設の使用停止を要請してきた「ライズハウス」、「キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店」、「性風俗店」について、適切な感染防止対策が取られることを前提に、令和2年6月19日午前0時から使用停止要請を解除します。

今回の使用停止要請の解除をもって、千葉県内全ての施設に対する使用停止要請は解除されることになります。

また、外出自粛の協力要請についても、併せて解除します。

なお、催物（イベント等）開催制限については、段階的に緩和を進めます。

今後も、新しい生活様式の定着による感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指してまいります。

1 基本的な考え方

- ① 国の基本的対処方針に沿って、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請を行う。
- ② 徹底して「3つの密」の発生を避ける行動を取っていただくよう、県民・事業者の意識に訴えかけることを重視し、県一丸となって感染拡大防止対策に取り組む。
- ③ 催物（イベント等）の開催制限を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
- ④ 新しい生活様式の定着による感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指す。
- ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策等を講じる。
- ⑥ 地域は千葉県全域とし、期間は令和2年6月19日からとする。

2 具体的な協力要請内容

(1) 県民の皆さんへ

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」を参考に、「3つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続してください。
- 後述する「再度の協力要請等の判断基準」の「警報」「再要請」に該当すると判断した場合は、外出自粛等の再要請を行うことがありますので、御協力をお願いします。
- 県外において、外出自粛の要請がなされている地域への移動は、引き続き、慎重に対応していただくようお願いします。

(2) 事業者の皆さんへ

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進してください。
 - 職場や店舗等において、別紙「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- * 業種別のガイドラインは内閣官房のホームページに掲載されています。
- 取り組んでいる対策について、定期的に確認するとともに、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、取組状況の県民への公表に努めてください。
 - ※ 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さんに対して要請していた酒類の提供時間の制限については、6月12日に全面解除しました。

【施設の使用停止要請の解除について】

令和2年6月19日午前0時から、これまで施設の使用停止を要請してきた「ライブハウス」、「キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店」、「性風俗店」について、使用停止要請を解除します。

再開にあたっては、別紙「感染拡大防止対策チェックリスト」により、

感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。

(3) 催物（イベント等）を開催する皆さまへ

【上限人数について】

上限人数は、以下のとおりとしてください。なお、今後、後述する「再度の協力要請等の判断基準」の「警報」「再要請」に該当すると判断した場合は、制限の緩和時期の変更を検討します。

期間	上限人数
6月19日～7月9日	屋内：1,000人かつ定員の半分以下 屋外：1,000人以下
7月10日～7月31日	屋内：5,000人かつ定員の半分以下 屋外：5,000人以下
8月1日～	屋内：定員の半分以下

※ 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会の主催者と来場者等）には両者を合計した人数とします。

- 上記の上限人数に満たない場合でも、密閉空間で大声を発する場合や、管楽器を使用する場合、人との間隔を十分確保できない場合等は慎重な対応をお願いします。
- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、7月末までは、中止を含めて慎重に検討してください。
- 全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（プロスポーツの試合等）については、7月9日までは無観客で開催してください。

【留意事項】

- イベントの規模にかかわらず、① 「3つの密」が発生しない席配置や人ととの十分な距離の確保（できれば2メートル）、② マスクの着用、③ 参加者名簿の作成による連絡先等の把握、④ 催物の開催中や前後ににおける選手・出演者や参加者等に係る行動管理、など基本的な感染防止策を講じてください。
- 入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、施設等の状況に応じた室内の換気の適切な実施、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等を実施してください。対策を講じるにあたっては、別紙「感染拡大防止対策チェックリスト」も参考に適切に行ってください。
- 特に大規模なイベントを開催する場合は、会場周辺の駅やバス停、公共交通機関、店舗などの混雑を緩和できるよう、入退場時間の分散や、交通手段への配慮など、「3つの密」の回避に関する工夫をお願いします。
- 休憩時間のトイレ、休憩場所、イベントの前後などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、トイレ、休憩場所等においても「3つの密」の発生ができるだけ回避するとともに、イベント前後の交流を極力控えるよう呼びかけてください。
- 展示会や見本市等についても、イベントの制限に準じて対応してください。

3 再度の協力要請等の判断基準

今後も、下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断します。

指標	目安	
	警報	再要請
新規感染者数（直近7日間平均）	5人以上／日	10人以上／日
新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)	1を上回る	1. 5を上回る
P C R 検査の陽性割合 (直近1週間平均・陰性化確認検査を除く)	3.5%以上	7%以上

○ 警報

感染拡大を警戒すべき状況であることを広く周知します。

県民や事業者の皆様へ、

- ・外出自粛等、感染拡大防止についての協力要請
 - ・業種ごとのガイドラインを踏まえた対応の徹底
- などを働きかけます。

○ 再要請

段階的に施設の使用停止要請や、外出自粛、イベントの開催自粛等を行うことについて、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

○ 緩和

再要請の後、「警報」の目安を下回った場合に、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

感染拡大防止対策チェックリスト

1. 人と人との距離の確保対策（できるだけ2メートルを目安に）

- 入場（入店）時や、集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔を確保する。
- 状況に応じて、入場者等の制限や誘導を行い、施設内での人と人との十分な間隔を適切にとるなど、「3つの密」を作らないような対策を行う。
- （座席がある場合）十分な座席の間隔を確保する。
- 人と人が対面する場所に、パーテーションやビニールカーテンなどを設ける。

2. 従業員及び入場者等の保健衛生対策の徹底

- 従業員について、出勤前に検温し、発熱等症状がある場合は自宅待機とするなど体調管理を行う。
- 従業員のマスク着用、手洗い等を徹底する。
- 入場者等に対して、発熱等症状のある者の入場制限、手指消毒やマスク着用などの周知を行う。
- 手指の消毒設備を設置する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ゴミを回収・廃棄する際は、マスクや手袋を着用するなど、衛生管理を徹底する。

3. 施設等の衛生管理・換気の徹底

- ドアノブ、客席、テーブル、利用設備・機材等を定期的に消毒する。
 - 店舗入り口、各部屋のドア等、2方向以上の窓又は扉を開けるなど、適切に換気する。
 - トイレはこまめに清掃する。
 - キャッシュレス決済を導入、又は支払い時にコイントレイを使用する。
- 業種別のガイドラインを実践している。

(業種別のガイドラインが策定されていない場合は、類似業種のガイドラインを参考に対策を徹底している。)

店舗等の名称